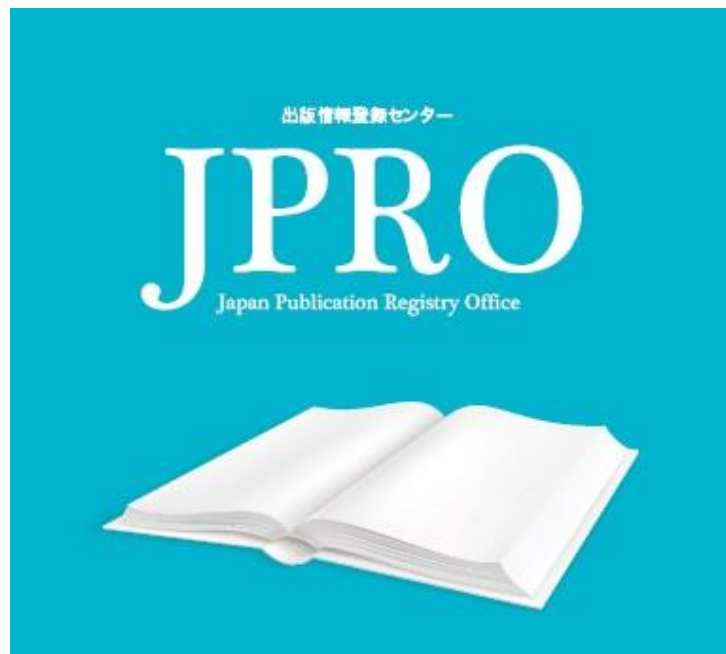


一般社団法人日本出版インフラセンター
出版情報登録センター 利用申請書



1. 出版情報登録センター利用規約 2022 年 7 月 19 日改定
2. 出版情報登録センターの課金についてのご案内
3. 「出版情報登録センター利用申込書（送信者用）」
4. 「出版情報登録料 課金承諾書（送信者用）」

2025/02/01

出版情報登録センター 利用規約

一般社団法人日本出版インフラセンター

2018年4月1日制定

2020年3月1日改定

2020年3月13日改定

2022年7月19日改定

第1条（規約の適用）

本規約は、「出版情報登録センター」（以下 J P R O という）で取り扱う、書誌情報等（詳細は別掲の「出版情報項目利用一覧表」に記載。以下「出版情報」という）を提供する出版者（以下「提供者」という）並びに、出版情報を利用する取次会社、書店等、その他事業者（以下「受信者」と総称する）と、一般社団法人日本出版インフラセンター（以下 J P O という）との権利義務関係を定めることを目的とし、提供者並びに受信者と J P O との間の J P R O の利用に関わる一切の關係に適用されます。ただし、出版情報の新たな利用形態が生じた場合、J P O は本規約を補充する附則を制定できるものとします。

第2条（提供者の定義・資格）

- (1) 提供者は、J P O 図書コード管理センターより出版者記号を取得し、その義務を果たしている出版者でなければなりません。
- (2) 提供者は「出版情報登録料課金承諾書」及び「利用申込書」に必要事項を記載し、J P O に提出しなければなりません。

第3条（受信者の定義・資格）

- (1) 本規約に規定する「受信者」とは、以下の適格を有する者をいいます。
 - ①「取次会社」とは、自社で物流機能を持ち、書店等への出版物の卸売りを主たる業務とするものをいいます。
 - ②「書店等」とは、個人向け、法人・団体向けを問わず出版物の最終需要者向け販売を主たる業務とするものをいいます。
 - ③「その他事業者」とは、取次会社・書店等以外の事業者であって J P O の会員又は賛助会員として登録されているものをいいます。
- (2) 受信者の受信できる情報の範囲は、上記事業内容別に異なっており、詳細は「出版情報項目利用一覧表」に記載します。また配信方式は J P R O の定める方式（以下「通常配信」という）とします。
- (3) 出版情報の受信を希望する者は、J P O が定める「利用申込書」に必要事項を記載し、J P O に提出しなければなりません

第4条（提供情報の目的・用途及び利用の制限）

- (1) 提供者は J P O に対し、対象の出版物の周知や流通・販売促進を目的として、出版情報を J P R O が使用し、また J P R O を通じて受信者に利用させることを許諾します。その許諾は非独占で、受信者が第三者に情報を閲覧に供すること、また提供者の意図を損なわない範囲で、受信者が情報を要約・編集することを含みますが、第三者に対する再許諾権は含まれません。

- (2) JPOは、別掲の「出版情報項目利用一覧表」に則り、受信者である取次会社、書店等、その他事業者の事業目的・用途に応じた出版情報を提供するものとします。通常配信と異なる方式、内容を希望する受信者は、JPOと別途契約を結ぶこととします。
- (3) 提供者は、流通において必要な場合は、出版情報に情報解禁日を設定することができます。
- (4) 上記(3)の情報解禁日付きの出版情報の受信者は、解禁日までは取次会社のみとし、取次会社はその業務及びその管理責任者をJPOに予め申告するものとします。管理責任者は解禁日まで社内外に情報が漏洩しないよう、厳重に管理しなければなりません。
- (5) 取次搬入情報の受信者である取次会社は、取次搬入情報をJPOに予め申告した業務のみで利用し、社内も含め第三者に利用させ、または開示することは出来ません。
- (6) 広報誌利用など事前に準備を進める必要がある場合において、個別に提供者と取り決めがある場合は上記(4)(5)の限りではありません。

第5条（遵守事項）

- (1) 提供者は、正確な出版情報を提供しなければなりません。また、提供した出版情報に変更が生じた場合は、速やかに変更された出版情報を提供しなければなりません。
- (2) 提供者は、自らの出版情報の提供を代行・支援する事業者に対しても、前項の規定を遵守させなければなりません。
- (3) 受信者は、提供された出版情報を正確に使用し、出版情報に追加・変更・削除等があった場合は、速やかに反映するものとします。また、受信した出版情報が第4条の目的外に使用されないよう、適切に管理しなければなりません。
- (4) 出版情報提供者と受信者の両方の機能を利用する事業者においては、各々別個のアカウントを取得し、受信した出版情報を受信者としての機能以外には使用できない環境を確保しなければなりません。

第6条（受信の停止）

受信者が、継続して1年間出版情報の受信を行わない場合、又は、第4条若しくは第5条に違反した場合は、JPOの判断で当該受信者の受信権限を停止することがあります。この場合であっても、本規約第7条以下の条項は適用されます。

第7条（免責事項）

JPOは、提供された出版情報により提供者若しくは受信者、又は、当該出版情報を利用した第三者が被った損害に関して、一切責任を負わないものとします。

第8条（規約の変更）

- (1) 本規約は、事前通告なしに変更する場合があります。
- (2) 本規約が変更された場合は、出版情報登録センターホームページに表示します。変更表示後に、提供者においては出版情報の提供または変更を行った場合、受信者においては出版情報の利用を行った場合、本規約の変更に同意したものとみなします。

以上

出版情報登録センター 利用規約
附則第1号「BooksPRO」

一般社団法人日本出版インフラセンター
2020年3月1日制定

第1条（適用）

本附則では、出版情報登録センター利用規約第1条に基づき、出版情報登録センターの出版情報を提供するポータルサイト「BooksPRO」の利用について同規約を補充する細則を定めます。

第2条（閲覧者）

「BooksPRO」の閲覧者は、J P R Oが採用する特定のIDを持つ法人・団体（書店、図書館等）とします。閲覧のための手続き、ログイン方式等は、J P R Oが別途定め、「BooksPRO」のサイト上に表記します。

第3条（提供情報と利用）

- （1） 「BooksPRO」が提供する出版情報の詳細は、「出版情報項目利用一覧表」に記載します。
- （2） 上記(1)の出版情報の「試し読み」について、利用者は「BooksPRO」のサイト上のみにて自ら閲覧、あるいは来店者に閲覧させるものとし、コンテンツを自らのシステムに取り込むこと、テキスト化すること、改変・編集することを禁じます。

第4条（附則の変更）

本附則は、事前通告なしに変更する場合があります。本附則が変更された場合は、出版情報登録センターホームページに表示します。

以上

出版情報登録センター 利用規約

附則第2号「tameshiyo.me（ためし読みサービス）」

一般社団法人日本出版インフラセンター

2021年3月1日制定

第1条（適用）

本附則では、出版情報登録センター利用規約第1条に基づき、JPROのオプションサービスである「tameshiyo.me（ためし読みサービス）」について同規約を補充する細則を定めます。

第2条（サービスの内容）

tameshiyo.me（ためし読みサービス）は、出版物の試し読みコンテンツをシステムに提供することで、連携する書店等のサイト、JPROの出版情報ポータルサイト Books、BooksPRO、及び提供した者のホームページ上でのためし読みコンテンツの掲載を行うことができるサービスです。

第3条（コンテンツ提供者の資格・義務）

（1）コンテンツ提供者は、第2条にいう試し読みコンテンツを提供する者で、出版情報登録センター利用規約第2条（1）に定める出版社記号を取得し、その義務を履行すると共に JPRO に出版情報を登録している出版者でなければなりません。

また、JPO が認める出版者団体もしくは JPRO 関連事業者が団体として提供者となることも認めます。

（2）コンテンツ提供者は、出版情報登録センター利用規約第2条（2）に加え、「tameshiyo.me（ためし読みサービス）利用申込書」に必要事項を記載し、JPO に提出するとともに第6条（2）の提供料金を支払わなければなりません。

また、コンテンツ提供者は、JPO が必要と認めたコンテンツ利用者（第4条）を追加することを承諾するものとします。

第4条（コンテンツ利用者の資格・義務）

（1）コンテンツ利用者は、tameshiyo.me（ためし読みサービス）とシステム間連携にてコンテンツを取得し、自サイトで利用する者で、JPO が認めた取次会社、書店等をいい、利用者・提供者のサイト及び Books、BooksPRO 上でためし読みコンテンツを閲覧する者は含みません。

（2）コンテンツ利用者は、「tameshiyo.me（ためし読みサービス）利用申込書」に必要事項を記載し、JPO に提出しなければなりません。

第5条（提供コンテンツ）

コンテンツ提供者が提供するためし読みコンテンツは、第三者の著作権その他いかなる権利も侵害しないものであると共に、コンテンツ提供者自らが提供範囲を定め、JPO が定める形式にて提供するものとします。

第6条(料金)

- (1) コンテンツ利用者の利用料金は当面無料とします。
- (2) コンテンツ提供者のコンテンツ提供料金は、別途定める料金表に規定する料金を適用します。

第7条(附則の変更)

本附則は、事前通告なしに変更する場合があります。本附則が変更された場合は、出版情報登録センターホームページに表示します。

以上

出版情報登録センターの課金についてのご案内

2021 年 11 月 1 日

一般社団法人日本出版インフラセンター (JPO)

出版情報登録センター (JPRO)

1. 登録料

出版情報提供者が出版情報登録センターを利用するにあたり、登録料は下記の通りとします。

☐ 書籍・ムック・雑誌コードつきコミックス（キーコード：ISBN コード）

- 課金は登録日が基準となります
- 刊行予定・既刊書籍の新たな書誌 1 点につき、1,000 円（消費税別）とします。
- 登録後の追加修正や更新は無料となります。

☐ 定期誌・増刊（キーコード：JAN コード）

- 課金は登録日が基準となります。
- 1 雑誌コード（1 誌）ごとに年間 5,000 円（消費税別）となります。
- 増刊、別冊など定期誌コードに紐づいたものは、定期誌の登録料に含まれます。
- 登録後の追加修正や更新は無料となります。
- 雑誌コードが 10 で始まるイチゼロコード誌については、その出版社のイチゼロコード全体を 1 誌と数えて年間 5,000 円（消費税別）です。

☐ 電子書籍（キーコード：JP-e コード or ISBN コード）

- 課金は登録日が基準となります
- JPRO に登録された書誌（底本 ISBN コード）に紐づいた場合は 1 点につき、200 円（消費税別）とします。
- 登録後の追加修正や更新は無料となります。
- 書誌（底本 ISBN コード）に対して複数の電子書籍が存在する場合は、最初に紐づいた 1 点につき、200 円（消費税別）とします。
- JPRO に登録された書誌（底本 ISBN コード）がなく、2 号出版権を設定した場合は 1 点につき、200 円（消費税別）とします。

2. 登録料の請求主体

登録料を請求する主体は JPO であり、「5. 支払方法」にあるように取次会社等は請求・集金業務の委託先となります。

※ 委託先：トーハン、日本出版販売、版元ドットコム、地方・小出版流通センター
(2021 年 11 月 1 日現在)

3 請求対象商品の算出期間

請求対象商品の算出期間は毎年 1 月 1 日から 12 月 31 日までの 1 年間とし、「1. 登録料」に基づき請求額を確定します。

4. 支払方法

支払いは、JPO の課金徴収業務委託先である取次会社等より、毎年 2 月末頃に、支払控除もしくは請求書にて請求いたします。

取次会社と取引のない出版者については、JPO より直接または JPO が依頼する代行会社から 2 月頃に請求しますので、銀行振替にて直接お支払いいただきます。

5. 登録料課金の継続または終了

課金対象期間は毎年 1 月 1 日から 12 月 31 日までの一年間とし、年度内に課金承諾を終了する旨の文書による申し出がない場合は、翌年度以降も自動継続するものとします。

以上

出版情報登録センター 送信者 利用申込書

出版情報登録センター「利用規約」に同意の上、出版情報登録センターの利用を申し込みます。

※登録方法に✓をお願いします。

登録方法	☐ FTPで直接送信	ONIX仕様、tsvのどちらかを JPROのFTPサーバーに直接送信する方法
	☐ Webサイトで入力	JPROのWeb画面から1点ずつ入力する方法
	システム支援会社 (出版社登録) を利用 右から選択してください	☐ インテージテクノスフィア ☐ 光和コンピューター ☐ 大学出版部協会 ☐ 版元ドットコム ☐ フライングライン

アカウント情報

基本情報	発行所名	フリガナ					
	住所	〒 -					
	法人名 発行所名と異なる場合のみご記入ください	フリガナ				印	
	住所	〒 -					
申込情報	部署名				役職名		
	氏名				印	TEL	
	メールアドレス					FAX	
窓口情報	部署名				役職名		
	氏名				印	TEL	
	メールアドレス					FAX	

※ JPROからのお知らせやメールマガジンは窓口情報担当者様へメール送信しますのでメールアドレスを忘れずにご記入ください

※ システム上の都合によりメール送信先は1メールアドレスのみとなりますのでご了承ください

ISBN出版者記号 現在ご使用中の出版者記号を1つご記入ください ※シングルコード申請不可	定期誌・増刊の登録希望 下記にチェックしてください	取引コード 取次協会から付与された4桁のコード コードが無い方は空欄です	発売社 発行社と異なる場合はご記入ください
978-4-	☐		

※ シングルコードとは、600から始まる合計8桁(例:978-4-600-□□□□-□)の出版者記号です

お取引の取次会社 メインのお取引先に ✓を入れてください 書店さんではありません	☐ トーハン ☐ 日販 ☐ 楽天 ☐ 中央社 ☐ 日教販 ☐ 鎌谷書店 ☐ ツバメ出版流通 ☐ 地方小 ☐ 八木書店 ☐ JRC ☐ 日キ販 ☐ 西村書店 ☐ 官報 ☐ トランスビュー ☐ その他取次会社 () ☐ 取次会社と取引はない (直販の場合など)
---	--

「ためし読み」サービス 資料をご希望の方は ✓をお願いします	☐ tameshiyo.me (ためし読みサービス) は、購入者が中身を知るためのサービスです。 主要 8ネット書店、「BooksPRO」「Books」、自社のホームページへの掲載が可能です。
--------------------------------------	--

「出版社公式サイト」連携サービス 「BooksPRO」「Books」と貴社のホームページを 連携します。ご希望の場合はURLを記入してくださ	http://www.
--	-------------

備考欄	
-----	--

JPRO事務局 使用欄	承諾書	JAN	登録日	年	月	日	法人ID		BooksID
-------------	-----	-----	-----	---	---	---	------	--	---------

■ ご記入、ご捺印のうえ、提出はPDF添付メール送信または、郵送にて下記送付先へお送りください ■

【送付先】

〒101-0051 東京都千代田区神田神保町1-32 出版クラブビル6F
一般社団法人日本出版インフラセンター 出版情報登録センター事務局
Email: info-2nd@jpo-center.jp

出版情報料登録センター 登録料課金承諾書

一般社団法人 日本出版インフラセンター 御中

出版情報登録センターを利用するにあたり、「利用規約」と「出版情報登録センターの課金についてのご案内」を厳守し、貴センターの指定する請求方法で課金することを承諾します。

ISBN出版者記号 現在ご使用中の出版者記号を 1つだけご記入ください	978-4-			
発行所名				
代表者名	印			
住所	〒 -			
法人名 発行所名と異なる場合のみ ご記入ください				
住所	〒 -			
担当者 (窓口担当者)	部署名		電話番号	
	氏名		FAX番号	
	メールアドレス	@		
経理担当者	部署名		電話番号	
	氏名		FAX番号	
	メールアドレス	@		
請求方法 * 何れかに ✓ してください	☐ 支払控除 下記の会社とお取引がある場合のみ控除できます ☐ トーハン (取引コード ~ 3100) ☐ 日販 (取引コード 3101 ~) ☐ 地方・小出版流通センター ☐ 版元ドットコム ☐ JPO直接請求 1/1~12/31 に登録された登録料を 翌年の2月ごろに請求いたします			
取引コード	* 取次協会から付与された4桁のコードが 無い方は空欄にしてください			
備考欄				

■ ご記入、ご捺印のうえ、提出はPDF添付メール送信または、郵送にて下記送付先へお送りください ■

【送付先】

〒101-0051 東京都千代田区神田神保町1-32 出版クラブビル6F
 一般社団法人日本出版インフラセンター 出版情報登録センター事務局
 Email: info-2nd@jpo-center.jp